

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の金利変更について

1. 【マル経金利 令和8年10月1日（木）より】
年2.90% → 年3.05%
（返済期間が運転・設備資金共に10年以内（据置2年）となっております）
2. 中小企業設備近代化利子補給制度（新見市）について
市内の中小企業者が、制度資金の融資を受けて設備の近代化を行う場合、その融資に係る当初3年間の支払利子の6/10を補助する制度があります。
金利3.05－利子補給6/10＝1.22%
（令和8年10月1日よりマル経融資のご利用で当初3年間）
3. 賃上げ特例制度について
雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者（最近の決算期で既に増加している者を含む）は、貸付後2年間の利率を0.5%引き下げることができます。

※ マル経融資についてのお問い合わせ・お申し込みは
新見商工会議所・経営支援課 TEL. 72-2139（お気軽にご相談下さい）